

ビジネスチャレンジNEXT 実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡未来創造プラットフォーム（以下「P F」という。）が実施する起業・創業人材の育成支援及び環境整備事業「ビジネスチャレンジNEXT」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 この事業は、大学生が大学の外の社会とつながり、具体的な活動を実践することにより、大学生の起業家マインド、チャレンジ精神を醸成するとともに、社会人基礎力を持つ人材の育成を推進することを目的とする。

（対象団体）

第3条 事業の支援対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号をすべて満たすものとする。

（1）原則として、2人以上のP F加盟大学の学生を含む学生等で構成されていること。

（2）次のア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

エ 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員が代表者（団体が法人である場合にあっては、その役員）となっている団体

オ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

（対象事業）

第4条 支援対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、起業、ビジネスの提案等、起業家マインドの醸成につながる学生主体の活動であり、新規の取り組みまたは、既存の取り組みを大きく発展、改善させる取り組みとする。なお、対象事業の主な例示は次のとおりとする。

（1）社会的課題を解決するビジネス

（2）地域課題を解決するビジネス

（3）企業の課題を解決するビジネス

（4）エンタメ・メディア・スポーツ領域でのビジネス

（対象事業の提案）

第5条 P Fの支援を受け対象事業を実施することを希望するときは、ビジネスプランエントリーシート（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えてP Fに提出しなければならない。

（1）事業収支計画書（様式第2号）

（2）審査会向けプレゼン資料など、その他P Fが必要と認める書類

（審査・決定）

第6条 P Fは、対象事業の提案者から提案があった事業を審査会に諮り、審議の上、採用の可否を決定する。

2 P Fは、採用の可否を決定したときは、すみやかに提案者に対し通知するものとする。

（奨励金の交付）

第7条 事業を採用されたチーム（以下「採用チーム」という。）には、奨励金として、事業収支計画書（様式第2号）の支出額の範囲内で10万円を上限として交付する。ただし、集中指導期間終了後、活動を終了する採用チームは、奨励金の残額をP Fに返金しなければならない。

（集中指導）

第8条 採用チームには、事業立案に関する集中指導を実施する。また、集中指導期間中に中間ピッチ、最終ピッチを実施する。

（継続支援）

第9条 集中指導期間終了後、活動を継続する採用チームは、月次報告書（様式第3号）をP Fに提出しなければならない。また、必要に応じて、活動に対する継続支援を受けることができる。

（実施期間）

第10条 対象事業の実施は、原則当該年度の6月から翌年2月までのP Fが指定した期間とする。

（事業内容の変更）

第11条 採用チームが、第6条第2項の規定による通知を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ事業変更申請書（様式第4号）をP Fに提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するとき
- （2）対象事業を中止し、又は廃止するとき

（報告会）

第12条 事業完了前に、活動状況報告会を実施する。また、事業完了後、年度内に、成果報告会を実施する。

- 2 採用チームは、前項の報告会にて活動内容を発表するものとする。

（実績報告）

第13条 採用チームは、対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えてP Fに報告しなければならない。

- （1）事業収支決算書（様式第6号）
- （2）事業の経過または成果を証する書類等P Fが必要と認める書類

（委任）

第14条 この要綱で定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、P Fが定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。